

令和 6 年12月 富津市議会定例会
議 案 等 資 料

令和 6 年11月26日

富 津 市

令和 6 年12月 富津市議会定例会議案等資料一覧表

番 号	件 名	頁
	令和 6 年12月 富津市議会定例会議案等概要	1
議案第 1 号資料	特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例 新旧対照表	8
議案第 5 号資料	富津市行政手続における特定の個人を識別するための番号 の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する 条例新旧対照表	9
議案第 6 号資料	一般職の職員の給与等に関する条例新旧対照表（第 1 条 による改正）	11
議案第 6 号資料	一般職の職員の給与等に関する条例新旧対照表（第 2 条 による改正）	19
議案第 6 号資料	富津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対 照表（第 3 条による改正）	28
議案第 6 号資料	富津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対 照表（第 4 条による改正）	30
議案第 7 号資料	富津市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条 例新旧対照表	31
議案第 8 号資料	特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例 新旧対照表（第 1 条による改正）	33
議案第 8 号資料	特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例 新旧対照表（第 2 条による改正）	34
議案第 9 号資料	議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対 照表（第 1 条による改正）	35
議案第 9 号資料	議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対 照表（第 2 条による改正）	36
議案第10号資料	千葉県市町村総合事務組合規約新旧対照表	37
議案第11号資料	君津郡市広域市町村圏事務組合規約新旧対照表	43
議案第13号資料	大佐和中学校屋内運動場改築工事概要	45
議案第13号資料	開札調書	46

議案第19号資料	飯野地区コミュニティ委員会の概要	47
議案第20号資料	佐貫地区コミュニティ委員会の概要	48
議案第21号資料	天神山地区コミュニティ委員会の概要	49
議案第22号資料	竹岡地区コミュニティ委員会の概要	50
議案第23号資料	金谷地区コミュニティ委員会の概要	51
議案第24号資料	青堀ふれあいシニア館管理運営委員会の概要	52
議案第25号資料	大貫ふれあいシニア館管理運営委員会の概要	53
議案第26号資料	関豊ふれあいシニア館管理運営委員会の概要	54
議案第27号資料	富津市観光協会天羽支部金谷地区の概要	55
議案第28号資料	高宕山自然動物園管理運営協議会の概要	56

令和6年12月富津市議会定例会議案等概要

番 号	件 名 及 び 概 要	関係部
議案第1号	特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について (提案理由) 市長、副市長及び教育長の期末手当基礎額を給料月額のみとする措置を市長の任期満了まで行うため、条例の一部を改正するものである。 (施行日) 公布の日	総務部
議案第2号	令和6年度富津市一般会計補正予算(第4号)の専決処分の承認を求めることについて (提案理由) 衆議院の解散に伴い、衆議院議員総選挙等の執行に係る予算を措置する令和6年度富津市一般会計補正予算(第4号)について、地方自治法第179条第1項の規定により特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、令和6年10月10日に専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求めるものである。	総務部
議案第3号	富津市道の駅整備基金条例の制定について (提案理由) 富津市道の駅の整備に要する経費に充てる基金を設置するため、条例を制定するものである。 (施行日) 公布の日	企画政策部
議案第4号	富津市環境センター整備基金条例の制定について (提案理由) 富津市環境センターの整備に要する経費に充てる基金を設置するため、条例を制定するものである。 (施行日) 公布の日	市民部

番 号	件 名 及 び 概 要	関係部
議案第5号	富津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について (提案理由) 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、児童手当の特例給付が廃止されたことにより、生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務において個人番号を利用することができる特例給付の支給に関する情報を削るため、条例の一部を改正するものである。 (施行日) 公布の日	総務部
議案第6号	一般職の職員の給与等に関する条例及び富津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について (提案理由) 令和6年10月の千葉県人事委員会勧告に準じ、給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合の引上げ等を行うため、条例の一部を改正するものである。 (施行日) 公布の日。一部令和7年4月1日	総務部
議案第7号	富津市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例の制定について (提案理由) 一般職の職員に係る給料月額が改定された場合における、会計年度任用職員に係る給料等の取扱いに関し、必要な事項を定めるため、条例の一部を改正するものである。 (施行日) 公布の日	総務部
議案第8号	特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について (提案理由) 一般職の職員に係る期末手当及び勤勉手当の支給割合を引き上げることに伴い、特別職の職員で常勤のものに係る期末手当の支給割合を引き上げるため、条例の一部を改正するものである。 (施行日) 公布の日。一部令和7年4月1日	総務部

番 号	件 名 及 び 概 要	関係部
議案第9号	議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について (提案理由) 一般職の職員に係る期末手当及び勤勉手当の支給割合を引き上げることに伴い、議会議員に係る期末手当の支給割合を引き上げるため、条例の一部を改正するものである。 (施行日) 公布の日。一部令和7年4月1日	総務部
議案第10号	千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について (提案理由) 布施学校組合が令和7年3月31日をもって解散することに伴い、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定について、地方自治法第286条第1項の規定により関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものである。 (施行日) 令和7年4月1日	総務部
議案第11号	君津郡市広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び君津郡市広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について (提案理由) 君津郡市広域市町村圏事務組合で共同処理する事務のうち、救急急病医療事業に関する事務を廃止するため、君津郡市広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び君津郡市広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定について、地方自治法第286条第1項の規定により関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものである。 (施行日) 令和7年4月1日	企画政策部

番 号	件 名 及 び 概 要	関係部
議案第12号	富津市と木更津市との間における救急急病医療事業に関する事務の委託に関する規約の制定に関する協議について (提案理由) 富津市の救急急病医療事業に関する事務を木更津市に委託することに関し、必要な事項を定める富津市と木更津市との間における救急急病医療事業に関する事務の委託に関する規約の制定について、地方自治法第252条の14第1項の規定により木更津市と協議するに当たり、同条第3項の規定により議会の議決を求めるものである。 (施行日) 令和7年4月1日	健康福祉部
議案第13号	工事請負契約の締結について (提案理由) 大佐和中学校屋内運動場改築工事について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものである。	教育部
議案第14号	損害賠償の額を定めること及び和解について (提案理由) 令和6年7月31日に発生した車両事故について、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものである。	消防本部
議案第15号	令和6年度富津市一般会計補正予算(第5号) 補正額 709,346千円 補正後の予算額 23,018,162千円 (主な内容) ・道の駅整備基金積立金 100,000千円 ・環境センター整備基金積立金 300,000千円 ・生活保護扶助費 13,408千円 ・道路維持事業 18,363千円 ・青堀小学校校舎改築事業 16,777千円	総務部
議案第16号	令和6年度富津市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号) 補正額 10,118千円 補正後の予算額 5,546,988千円 (提案理由) 給与改定及び時間外勤務に伴う人件費並びにこれらに関連する歳入を計上するものである。	市民部

番 号	件 名 及 び 概 要	関係部
議案第17号	令和6年度富津市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第2号) 補正額 1,615千円 補正後の予算額 798,194千円 (提案理由) 給与改定及び時間外勤務に伴う人件費並びにこれらに関連する歳入を計上するものである。	市民部
議案第18号	令和6年度富津市介護保険事業特別会計補正予算 (第2号) 補正額 10,253千円 補正後の予算額 5,732,360千円 (提案理由) 給与改定及び時間外勤務に伴う人件費並びにこれらに関連する歳入を計上するものである。	健康福祉部
議案第19号	飯野コミュニティセンターの指定管理者の指定について (提案理由) 飯野コミュニティセンターの指定管理者の指定期間が令和7年3月31日をもって終了することに伴い、同施設の指定管理者を引き続き飯野地区コミュニティ委員会に指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものである。	市民部
議案第20号	佐貫コミュニティセンターの指定管理者の指定について (提案理由) 佐貫コミュニティセンターの指定管理者の指定期間が令和7年3月31日をもって終了することに伴い、同施設の指定管理者を引き続き佐貫地区コミュニティ委員会に指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものである。	市民部
議案第21号	天神山コミュニティセンターの指定管理者の指定について (提案理由) 天神山コミュニティセンターの指定管理者の指定期間が令和7年3月31日をもって終了することに伴い、同施設の指定管理者を引き続き天神山地区コミュニティ委員会に指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものである。	市民部

番 号	件 名 及 び 概 要	関係部
議案第22号	竹岡コミュニティセンターの指定管理者の指定について (提案理由) 竹岡コミュニティセンターの指定管理者の指定期間が令和7年3月31日をもって終了することに伴い、同施設の指定管理者を引き続き竹岡地区コミュニティ委員会に指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものである。	市民部
議案第23号	金谷コミュニティセンターの指定管理者の指定について (提案理由) 金谷コミュニティセンターの指定管理者の指定期間が令和7年3月31日をもって終了することに伴い、同施設の指定管理者を引き続き金谷地区コミュニティ委員会に指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものである。	市民部
議案第24号	青堀ふれあいシニア館の指定管理者の指定について (提案理由) 青堀ふれあいシニア館の指定管理者の指定期間が令和7年3月31日をもって終了することに伴い、同施設の指定管理者を引き続き青堀ふれあいシニア館管理運営委員会に指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものである。	健康福祉部
議案第25号	大貫ふれあいシニア館の指定管理者の指定について (提案理由) 大貫ふれあいシニア館の指定管理者の指定期間が令和7年3月31日をもって終了することに伴い、同施設の指定管理者を引き続き大貫ふれあいシニア館管理運営委員会に指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものである。	健康福祉部
議案第26号	関豊ふれあいシニア館の指定管理者の指定について (提案理由) 関豊ふれあいシニア館の指定管理者の指定期間が令和7年3月31日をもって終了することに伴い、同施設の指定管理者を引き続き関豊ふれあいシニア館管理運営委員会に指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものである。	健康福祉部

番 号	件 名 及 び 概 要	関係部
議案第27号	金谷海浜公園の指定管理者の指定について (提案理由) 金谷海浜公園の指定管理者の指定期間が令和7年3月31日をもって終了することに伴い、同施設の指定管理者を引き続き富津市観光協会天羽支部金谷地区に指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものである。	建設経済部
議案第28号	高宕山自然動物園の指定管理者の指定について (提案理由) 高宕山自然動物園の指定管理者の指定期間が令和7年3月31日をもって終了することに伴い、同施設の指定管理者を引き続き高宕山自然動物園管理運営協議会に指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものである。	建設経済部
報告第1号	専決処分の報告について (報告理由) 車両事故による損害賠償の額を定めること及び和解について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により議会に報告するものである。	消防本部
報告第2号	専決処分の報告について (報告理由) 車両事故による損害賠償の額を定めること及び和解について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により議会に報告するものである。	消防本部

議案第 1 号資料

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和46年富津市条例第22号）新旧対照表

現 行	改 正 案
(期末手当) 第4条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条例においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれその日に在職する者について支給する。これらの基準日前1箇月以内に任期满了し、退職し、又は死亡した者についても、同様とする。 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の225を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30 3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（任期满了し、退職し、又は死亡した者にあつては、それぞれその日現在）においてその者が受けるべき給料の月額にその者が受けるべき給料の月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とする。 附 則 5 令和3年12月1日から令和6年10月5日までの間に支給する期末手当は、第4条第3項の規定にかかわらず、期末手当基礎額の加算に関する規定は、適用しないものとする。	(期末手当) 第4条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条例においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれその日に在職する者について支給する。これらの基準日前1箇月以内に任期满了し、退職し、又は死亡した者についても、同様とする。 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の225を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30 3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（任期满了し、退職し、又は死亡した者にあつては、それぞれその日現在）においてその者が受けるべき給料の月額にその者が受けるべき給料の月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とする。 附 則 5 令和3年12月1日から令和10年10月5日までの間に支給する期末手当は、第4条第3項の規定にかかわらず、期末手当基礎額の加算に関する規定は、適用しないものとする。

議案第 5 号資料

富津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年富津市条例第37号）新旧対照表

現 行	改 正 案																		
（個人番号の利用範囲） 第4条 番号利用法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務及び市長が行う特定個人番号利用事務とする。 2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、番号利用法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。 3 市長は、特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で、利用特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、番号利用法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該利用特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。 4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。 別表第2（第4条関係） <table><tr><th>機関</th><th>事務</th><th>特定個人情報</th></tr><tr><td></td><td></td><td>(略)</td></tr><tr><td></td><td></td><td>(略)</td></tr></table>	機関	事務	特定個人情報			(略)			(略)	（個人番号の利用範囲） 第4条 番号利用法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務及び市長が行う特定個人番号利用事務とする。 2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、番号利用法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。 3 市長は、特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で、利用特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、番号利用法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該利用特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。 4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。 別表第2（第4条関係） <table><tr><th>機関</th><th>事務</th><th>特定個人情報</th></tr><tr><td></td><td></td><td>(略)</td></tr><tr><td></td><td></td><td>(略)</td></tr></table>	機関	事務	特定個人情報			(略)			(略)
機関	事務	特定個人情報																	
		(略)																	
		(略)																	
機関	事務	特定個人情報																	
		(略)																	
		(略)																	

3 市長	別表第1の3市長の項に掲げる事務	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当又は特例給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		(略)
		(略)
		(略)

3 市長	別表第1の3市長の項に掲げる事務	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		(略)
		(略)
		(略)

議案第 6 号資料

一般職の職員の給与等に関する条例（昭和46年富津市条例第25号）新旧対照表（第 1 条による改正）

現 行	改 正 案
（給料表） 第 4 条 給料表は、別表第 1 のとおりとする。 2 前項の給料表（以下「給料表」という。）は、第25条に規定する職員以外の全ての職員に適用するものとする。 3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となる職務の内容は、別表第 2 に掲げるとおりとする。 4 任命権者（市長以外の任命権者は、市長と協議して）は、地方公共団体の組織に関する法令、条例、規則及び規程の趣旨に従い、及び前項の規定に基づく分類の基準に適合するように、かつ、予算の範囲内で職務の級の定数を認定し、又は改定することができる。 5 職員の職務の級は、前項の職員の職務の級ごとの定数の範囲内で、かつ、規則で定める基準に従い決定する。 6 任命権者（市長以外の任命権者は、市長と協議して）は、全ての職員の職を第 3 項の規定により定められた職務の級のいずれかに格付しなければならない。 7 職員の給料は、給料表により支給しなければならない。ただし、給料表により難い特別な事由がある場合はこの限りでない。 8 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、規則で定める初任給の基準に従い決定する。 （期末手当） 第21条 期末手当は、6 月 1 日及び12月 1 日（以下この条から第21条の 3 までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して支給する。これらの基準日前 1 箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第26条第 6 項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。	（給料表） 第 4 条 給料表は、別表第 1 のとおりとする。 2 前項の給料表（以下「給料表」という。）は、第25条に規定する職員以外の全ての職員に適用するものとする。 3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となる職務の内容は、別表第 2 に掲げるとおりとする。 4 任命権者（市長以外の任命権者は、市長と協議して）は、地方公共団体の組織に関する法令、条例、規則及び規程の趣旨に従い、及び前項の規定に基づく分類の基準に適合するように、かつ、予算の範囲内で職務の級の定数を認定し、又は改定することができる。 5 職員の職務の級は、前項の職員の職務の級ごとの定数の範囲内で、かつ、規則で定める基準に従い決定する。 6 任命権者（市長以外の任命権者は、市長と協議して）は、全ての職員の職を第 3 項の規定により定められた職務の級のいずれかに格付しなければならない。 7 職員の給料は、給料表により支給しなければならない。ただし、給料表により難い特別な事由がある場合はこの限りでない。 8 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、規則で定める初任給の基準に従い決定する。 （期末手当） 第21条 期末手当は、6 月 1 日及び12月 1 日（以下この条から第21条の 3 までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して支給する。これらの基準日前 1 箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第26条第 6 項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の68.75</u>」とする。 4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。 5 職務の級が給料表の5級以上であるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に規則で定める職員の区分に応じて100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。 (勤勉手当)	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の71.25</u>」とする。 4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。 5 職務の級が給料表の5級以上であるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に規則で定める職員の区分に応じて100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。 (勤勉手当)
第22条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この項から第3項までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前の期間における当該職員の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても同様とする。 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、次の各号に掲げる職員の区分ごとの勤勉手当の額の総額は、それぞれ当該各号に定める	第22条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この項から第3項までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前の期間における当該職員の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても同様とする。 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、次の各号に掲げる職員の区分ごとの勤勉手当の額の総額は、それぞれ当該各号に定める

額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の102.5を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の48.75を乗じて得た額の総額

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 第21条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは「第22条第3項」と、「第2項の期末手当基礎額」とあるのは「同条第2項の勤勉手当基礎額」と読み替えるものとする。

5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第21条の2中「前条第1項」とあるのは「第22条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日(第22条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。)から」と読み替えるものとする。

別表第1 (第4条関係)

一般職給料表

職員職務 の区級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
分号	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額
定年 前再	円	円	円	円	円	円	円	円
1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300

額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の107.5を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の51.25を乗じて得た額の総額

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 第21条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは「第22条第3項」と、「第2項の期末手当基礎額」とあるのは「同条第2項の勤勉手当基礎額」と読み替えるものとする。

5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第21条の2中「前条第1項」とあるのは「第22条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日(第22条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。)から」と読み替えるものとする。

別表第1 (第4条関係)

一般職給料表

職員職務 の区級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
分号	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額
定年 前再	円	円	円	円	円	円	円	円
1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400	415,600

任用	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700
短時	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200
間勤	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600
務職	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500
員及	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600
び任	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700
期付	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900
職員	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800
以外	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900
の職	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000
員	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500
	25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900
	26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200
	27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500
	28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700
	29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700
	30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400
	31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200

任用	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000	418,000
短時	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300	420,500
間勤	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500	422,900
務職	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400	424,800
員及	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700	426,900
び任	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800	429,000
期付	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800	431,200
職員	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800	433,100
以外	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100	435,200
の職	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300	437,300
員	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500	439,200
	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700	440,900
	14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000	442,700
	15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200	444,600
	16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500	446,500
	17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300	448,300
	18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200	450,100
	19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100	451,900
	20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900	453,600
	21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700	455,400
	22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500	456,900
	23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300	458,300
	24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100	459,800
	25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700	461,200
	26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200	462,500
	27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700	463,800
	28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200	465,000
	29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700	466,000
	30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000	466,700
	31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300	467,400

32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900
33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600
34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400
35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100
36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700
37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800
39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000
41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300	
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700	
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400	
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900	
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300	
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700	
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100	
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500	
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900	
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300	
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600	
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900	
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300	
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600	
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900	
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200	

32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500	468,100
33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700	468,800
34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000	469,500
35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300	470,100
36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500	470,700
37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700	471,200
38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500	471,800
39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300	472,400
40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100	473,000
41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700	473,500
42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300	474,000
43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900	474,400
44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500	474,700
45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200	475,000
46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400	445,000	
47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400	
48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800	446,100	
49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400	446,600	
50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000	447,000	
51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500	447,400	
52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900	447,800	
53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300	448,200	
54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500	448,600	
55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800	449,000	
56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100	449,300	
57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400	449,600	
58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700	450,000	
59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000	450,300	
60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300	450,600	
61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500	450,900	

62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300	446,500
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600	446,800
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900	447,100
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200	447,400
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500	447,700
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800	448,000
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100	448,300
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300	448,600
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600	448,900
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900	449,200
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100	449,500
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300	449,800
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600	450,100
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900	450,400
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100	450,600
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300	450,800
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600	
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900	
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100	
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300	
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600	
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900	
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100	
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300	
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300		
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600		
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800		
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000		
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300		
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600		

62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800	451,200
63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100	451,500
64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400	451,800
65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600	452,100
66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900	452,400
67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200	452,700
68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500	453,000
69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700	453,300
70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000	453,600
71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300	453,900
72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500	454,200
73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700	454,500
74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000	454,800
75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300	455,100
76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500	455,400
77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700	455,700
78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000	
79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300	
80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500	
81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700	
82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000	
83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300	
84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500	
85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700	
86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500		
87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800		
88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000		
89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200		
90	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500		
91	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800		

<u>92</u>	<u>249, 100</u>	<u>295, 500</u>	<u>343, 000</u>	<u>381, 700</u>	<u>393, 800</u>
<u>93</u>	<u>249, 400</u>	<u>295, 700</u>	<u>343, 200</u>	<u>382, 000</u>	<u>394, 000</u>
<u>94</u>		<u>295, 900</u>	<u>343, 600</u>		
<u>95</u>		<u>296, 200</u>	<u>344, 100</u>		
<u>96</u>		<u>296, 600</u>	<u>344, 500</u>		
<u>97</u>		<u>296, 800</u>	<u>344, 700</u>		
<u>98</u>		<u>297, 100</u>	<u>345, 100</u>		
<u>99</u>		<u>297, 500</u>	<u>345, 500</u>		
<u>100</u>		<u>297, 900</u>	<u>345, 800</u>		
<u>101</u>		<u>298, 100</u>	<u>346, 100</u>		
<u>102</u>		<u>298, 400</u>	<u>346, 500</u>		
<u>103</u>		<u>298, 800</u>	<u>346, 900</u>		
<u>104</u>		<u>299, 100</u>	<u>347, 300</u>		
<u>105</u>		<u>299, 300</u>	<u>347, 800</u>		
<u>106</u>		<u>299, 600</u>	<u>348, 200</u>		
<u>107</u>		<u>300, 000</u>	<u>348, 600</u>		
<u>108</u>		<u>300, 300</u>	<u>349, 000</u>		
<u>109</u>		<u>300, 500</u>	<u>349, 500</u>		
<u>110</u>		<u>300, 900</u>	<u>349, 900</u>		
<u>111</u>		<u>301, 300</u>	<u>350, 200</u>		
<u>112</u>		<u>301, 600</u>	<u>350, 500</u>		
<u>113</u>		<u>301, 800</u>	<u>351, 000</u>		
<u>114</u>		<u>302, 000</u>			
<u>115</u>		<u>302, 300</u>			
<u>116</u>		<u>302, 700</u>			
<u>117</u>		<u>302, 900</u>			
<u>118</u>		<u>303, 100</u>			
<u>119</u>		<u>303, 400</u>			
<u>120</u>		<u>303, 700</u>			
<u>121</u>		<u>304, 100</u>			

<u>92</u>	<u>257, 800</u>	<u>299, 000</u>	<u>346, 800</u>	<u>385, 800</u>	<u>398, 000</u>
<u>93</u>	<u>258, 100</u>	<u>299, 200</u>	<u>347, 000</u>	<u>386, 100</u>	<u>398, 200</u>
<u>94</u>		<u>299, 400</u>	<u>347, 400</u>	<u>386, 600</u>	
<u>95</u>		<u>299, 700</u>	<u>347, 800</u>	<u>387, 000</u>	
<u>96</u>		<u>300, 100</u>	<u>348, 200</u>	<u>387, 400</u>	
<u>97</u>		<u>300, 300</u>	<u>348, 400</u>	<u>387, 700</u>	
<u>98</u>		<u>300, 600</u>	<u>348, 800</u>		
<u>99</u>		<u>301, 000</u>	<u>349, 200</u>		
<u>100</u>		<u>301, 400</u>	<u>349, 500</u>		
<u>101</u>		<u>301, 600</u>	<u>349, 800</u>		
<u>102</u>		<u>301, 900</u>	<u>350, 200</u>		
<u>103</u>		<u>302, 200</u>	<u>350, 600</u>		
<u>104</u>		<u>302, 500</u>	<u>351, 000</u>		
<u>105</u>		<u>302, 700</u>	<u>351, 500</u>		
<u>106</u>		<u>303, 000</u>	<u>351, 900</u>		
<u>107</u>		<u>303, 300</u>	<u>352, 300</u>		
<u>108</u>		<u>303, 600</u>	<u>352, 700</u>		
<u>109</u>		<u>303, 800</u>	<u>353, 200</u>		
<u>110</u>		<u>304, 200</u>	<u>353, 600</u>		
<u>111</u>		<u>304, 600</u>	<u>353, 900</u>		
<u>112</u>		<u>304, 900</u>	<u>354, 200</u>		
<u>113</u>		<u>305, 100</u>	<u>354, 700</u>		
<u>114</u>		<u>305, 300</u>			
<u>115</u>		<u>305, 600</u>			
<u>116</u>		<u>306, 000</u>			
<u>117</u>		<u>306, 200</u>			
<u>118</u>		<u>306, 400</u>			
<u>119</u>		<u>306, 700</u>			
<u>120</u>		<u>307, 000</u>			
<u>121</u>		<u>307, 400</u>			

	122		304,300								122		307,600							
	123		304,600								123		307,900							
	124		304,900								124		308,200							
	125		305,200								125		308,500							
任期付職員		170,900	208,000	237,200	264,900	280,500	298,100	328,200	363,200		任期付職員		194,500	230,000	257,600	280,600	294,900	310,000	336,100	368,500
定年前再任用短時間勤務職員											定年前再任用短時間勤務職員									
		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額				基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円				円	円	円	円	円	円	円	円
		188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000	391,200				192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200

議案第6号資料

一般職の職員の給与等に関する条例（昭和46年富津市条例第25号）新旧対照表（第2条による改正）

改 正 前	改 正 案
（給料表） 第4条 給料表は、別表第1のとおりとする。 2 前項の給料表（以下「給料表」という。）は、第25条に規定する職員以外の全ての職員に適用するものとする。 3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となる職務の内容は、別表第2に掲げるとおりとする。 4 任命権者（市長以外の任命権者は、市長と協議して）は、地方公共団体の組織に関する法令、条例、規則及び規程の趣旨に従い、及び前項の規定に基づく分類の基準に適合するように、かつ、予算の範囲内で職務の級の定数を認定し、又は改定することができる。 5 職員の職務の級は、前項の職員の職務の級ごとの定数の範囲内で、かつ、規則で定める基準に従い決定する。 6 任命権者（市長以外の任命権者は、市長と協議して）は、全ての職員の職を第3項の規定により定められた職務の級のいずれかに格付しなければならない。 7 職員の給料は、給料表により支給しなければならない。ただし、給料表により難い特別な事由がある場合はこの限りでない。 8 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、規則で定める初任給の基準に従い決定する。 （扶養手当） 第10条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 （1） 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）	（給料表） 第4条 給料表は、別表第1のとおりとする。 2 前項の給料表（以下「給料表」という。）は、第25条に規定する職員以外の全ての職員に適用するものとする。 3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となる職務の内容は、別表第2に掲げるとおりとする。 4 任命権者（市長以外の任命権者は、市長と協議して）は、地方公共団体の組織に関する法令、条例、規則及び規程の趣旨に従い、及び前項の規定に基づく分類の基準に適合するように、かつ、予算の範囲内で職務の級の定数を認定し、又は改定することができる。 5 職員の職務の級は、前項の職員の職務の級ごとの定数の範囲内で、かつ、規則で定める基準に従い決定する。 6 任命権者（市長以外の任命権者は、市長と協議して）は、全ての職員の職を第3項の規定により定められた職務の級のいずれかに格付しなければならない。 7 職員の給料は、給料表により支給しなければならない。ただし、給料表により難い特別な事由がある場合はこの限りでない。 8 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、規則で定める初任給の基準に従い決定する。 （扶養手当） 第10条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 （1） 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 (3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫 (4) 60歳以上の父母及び祖父母 (5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹 (6) 重度心身障害者 3 扶養手当の月額、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）<u>については1人につき6,500円、</u> <u>（給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（以下「8級職員」という。）にあつては、3,500円）</u> <u>、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。</u> 4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。 （管理職員特別勤務手当） 第20条の3 第19条第1項に規定する職にある職員（次項において「管理監督職員」という。）が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は勤務時間条例第9条に規定する休日（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合は、管理職員特別勤務手当を支給する。 2 前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、管理職員特別勤務手当を支給する。 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、	(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 (3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫 (4) 60歳以上の父母及び祖父母 (5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹 (6) 重度心身障害者 3 扶養手当の月額、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）<u>のうち、同項第1号に該当する扶養親族については1人につき3,000円</u> <u>（給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（以下「8級職員」という。）にあつては、支給しない。）</u>、同項第3号から第6号までに該当する扶養親族については1人につき6,500円（8級職員にあつては、3,500円）とし、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき11,500円とする。 4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。 （管理職員特別勤務手当） 第20条の3 第19条第1項に規定する職にある職員（次項において「管理監督職員」という。）が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は勤務時間条例第9条に規定する休日（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合は、管理職員特別勤務手当を支給する。 2 前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午後10時から午前5時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、管理職員特別勤務手当を支給する。 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、
---	--

当該各号に定める額とする。 (1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において規則で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額） (2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において規則で定める額 4 前3項に規定するもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。 (期末手当) 第21条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第21条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第26条第6項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の71.25</u>」とする。 4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。 5 職務の級が給料表の5級以上であるものについては、前項の規定にか	当該各号に定める額とする。 (1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において規則で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額） (2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において規則で定める額 4 前3項に規定するもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。 (期末手当) 第21条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第21条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第26条第6項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」とする。 4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。 5 職務の級が給料表の5級以上であるものについては、前項の規定にか
---	--

かわらず、同項に規定する合計額に、当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に規則で定める職員の区分に応じて100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。	かわらず、同項に規定する合計額に、当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に規則で定める職員の区分に応じて100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。
(勤勉手当)	(勤勉手当)
第22条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この項から第3項までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前の期間における当該職員の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても同様とする。	第22条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この項から第3項までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前の期間における当該職員の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても同様とする。
2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、次の各号に掲げる職員の区分ごとの勤勉手当の額の総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。	2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、次の各号に掲げる職員の区分ごとの勤勉手当の額の総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。
(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額	(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額の総額
(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の51.25</u>を乗じて得た額の総額	(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>を乗じて得た額の総額
3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。	3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。
4 第21条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは「第22条第3項」と、「第2項の期末手当基礎額」とあるのは「同条第2項の勤勉手当基	4 第21条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは「第22条第3項」と、「第2項の期末手当基礎額」とあるのは「同条第2項の勤勉手当基

礎額」と読み替えるものとする。

5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第21条の2中「前条第1項」とあるのは「第22条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第22条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と読み替えるものとする。

（定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外）

第24条の2 第4条第8項、第5条、第10条、第11条、第20条及び第20条の2の規定は、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付職員条例第4条の規定により採用された職員には、適用しない。

別表第1（第4条関係）

一般職給料表

職 員 職 務	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
の 区 の 級	給料月	給料月	給料月	給料月	給料月	給料月	給料月	給料月
分 号 給 額	額	額	額	額	額	額	額	額
定 年	円	円	円	円	円	円	円	円
前 再 1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400	415,600
任 用 2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000	418,000
短 時 3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300	420,500
間 勤 4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500	422,900
務 職 5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400	424,800
員 及 6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700	426,900
び 任 7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800	429,000
期 付 8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800	431,200
職 員 9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800	433,100
以 外 10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100	435,200
の 職 11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300	437,300

礎額」と読み替えるものとする。

5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第21条の2中「前条第1項」とあるのは「第22条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第22条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と読み替えるものとする。

（定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外）

第24条の2 第4条第8項、第5条、第10条、第11条及び第20条の2の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には、適用しない。

2 前項の規定に加え、第20条の2の規定は、任期付職員条例第4条の規定により採用された職員には、適用しない。

別表第1（第4条関係）

一般職給料表

職 員 職 務	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
の 区 の 級	給料月	給料月	給料月	給料月	給料月	給料月	給料月	給料月
分 号 給 額	額	額	額	額	額	額	額	額
定 年	円	円	円	円	円	円	円	円
前 再 1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300
任 用 2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800
短 時 3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800
間 勤 4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500
務 職 5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500
員 及 6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000
び 任 7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000
期 付 8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500
職 員 9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500
以 外 10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200	
の 職 11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700	

員

12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500	439,200
13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700	440,900
14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000	442,700
15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200	444,600
16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500	446,500
17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300	448,300
18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200	450,100
19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100	451,900
20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900	453,600
21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700	455,400
22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500	456,900
23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300	458,300
24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100	459,800
25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700	461,200
26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200	462,500
27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700	463,800
28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200	465,000
29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700	466,000
30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000	466,700
31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300	467,400
32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500	468,100
33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700	468,800
34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000	469,500
35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300	470,100
36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500	470,700
37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700	471,200
38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500	471,800
39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300	472,400
40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100	473,000
41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700	473,500

員

12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200
13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700
14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000
15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300
16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500
17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700
18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000
19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300
20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500
21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700
22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500
23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300
24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100
25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700
26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300
27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900
28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500
29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200
30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000
31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400
32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100
33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600
34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000
35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400
36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800
37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200
38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600
39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000
40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300
41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600

42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300	474,000
43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900	474,400
44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500	474,700
45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200	475,000
46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400	445,000	
47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400	
48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800	446,100	
49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400	446,600	
50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000	447,000	
51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500	447,400	
52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900	447,800	
53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300	448,200	
54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500	448,600	
55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800	449,000	
56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100	449,300	
57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400	449,600	
58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700	450,000	
59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000	450,300	
60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300	450,600	
61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500	450,900	
62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800	451,200	
63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100	451,500	
64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400	451,800	
65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600	452,100	
66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900	452,400	
67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200	452,700	
68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500	453,000	
69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700	453,300	
70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000	453,600	
71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300	453,900	

42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000
43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300
44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600
45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900
46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700	
47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000	
48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300	
49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500	
50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800	
51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100	
52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400	
53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600	
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900	
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200	
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500	
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700	
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000	
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300	
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500	
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700	
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000	
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300	
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500	
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700	
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000	
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300	
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500	
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700	
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000	
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300	

72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500	454,200
73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700	454,500
74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000	454,800
75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300	455,100
76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500	455,400
77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700	455,700
78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000	
79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300	
80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500	
81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700	
82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000	
83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300	
84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500	
85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700	
86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500		
87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800		
88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000		
89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200		
90	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500		
91	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800		
92	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000		
93	258,100	299,200	347,000	386,100	398,200		
94		299,400	347,400				
95		299,700	347,800				
96		300,100	348,200				
97		300,300	348,400				
98		300,600	348,800				
99		301,000	349,200				
100		301,400	349,500				
101		301,600	349,800				

72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500	
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800	
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000	
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200	
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500	
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800	
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000	
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200	
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500	
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800	
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000	
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200	
86	256,000	297,100	346,000	386,600		
87	256,300	297,400	346,400	387,000		
88	256,600	297,700	346,800	387,400		
89	256,900	298,000	347,000	387,700		
90	257,200	298,300	347,400			
91	257,500	298,600	347,800			
92	257,800	299,000	348,200			
93	258,100	299,200	348,400			
94		299,400	348,800			
95		299,700	349,200			
96		300,100	349,500			
97		300,300	349,800			
98		300,600	350,200			
99		301,000	350,600			
100		301,400	351,000			
101		301,600	351,500			

102	301,900	350,200							102	301,900	351,900						
103	302,200	350,600							103	302,200	352,300						
104	302,500	351,000							104	302,500	352,700						
105	302,700	351,500							105	302,700	353,200						
106	303,000	351,900							106	303,000	353,600						
107	303,300	352,300							107	303,300	353,900						
108	303,600	352,700							108	303,600	354,200						
109	303,800	353,200							109	303,800	354,700						
110	304,200	353,600							110	304,200							
111	304,600	353,900							111	304,600							
112	304,900	354,200							112	304,900							
113	305,100	354,700							113	305,100							
114	305,300								114	305,300							
115	305,600								115	305,600							
116	306,000								116	306,000							
117	306,200								117	306,200							
118	306,400								118	306,400							
119	306,700								119	306,700							
120	307,000								120	307,000							
121	307,400								121	307,400							
122	307,600								122	307,600							
123	307,900								123	307,900							
124	308,200								124	308,200							
125	308,500								125	308,500							
任期付職員	194,500	230,000	257,600	280,600	294,900	310,000	336,100	368,500	任期付職員	194,500	230,000	261,600	292,100	306,400	330,200	371,000	411,200
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円	円	円
	192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200

議案第 6 号資料

富津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成29年富津市条例第22号）新旧対照表（第 3 条による改正）

現 行	改 正 案																																		
（特定任期付職員の給与の特例） 第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。 <table><tr><th>号給</th><th>給料月額（円）</th></tr><tr><td>1</td><td>380,000</td></tr><tr><td>2</td><td>427,000</td></tr><tr><td>3</td><td>477,000</td></tr><tr><td>4</td><td>539,000</td></tr><tr><td>5</td><td>615,000</td></tr><tr><td>6</td><td>718,000</td></tr><tr><td>7</td><td>839,000</td></tr></table> 2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要な度に応じて決定するものとし、その決定の基準となるべき職務の内容は、次の等級別基準職務表によるものとする。 <table><tr><td>（略）</td></tr></table> 3 任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、規則で定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。 4 第2項の規定による号給の決定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。 （一般職の職員の給与等に関する条例の適用除外等） 第8条 一般職の職員の給与等に関する条例（昭和46年富津市条例第25号。以下「給与条例」という。）第4条、第5条、第9条から第11条まで、第19条第1項及び第2項、第20条、第20条の2並びに第22条の規定は、特定任期付職員には適用しない。	号給	給料月額（円）	1	380,000	2	427,000	3	477,000	4	539,000	5	615,000	6	718,000	7	839,000	（略）	（特定任期付職員の給与の特例） 第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。 <table><tr><th>号給</th><th>給料月額（円）</th></tr><tr><td>1</td><td>392,000</td></tr><tr><td>2</td><td>440,000</td></tr><tr><td>3</td><td>492,000</td></tr><tr><td>4</td><td>555,000</td></tr><tr><td>5</td><td>634,000</td></tr><tr><td>6</td><td>740,000</td></tr><tr><td>7</td><td>864,000</td></tr></table> 2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要な度に応じて決定するものとし、その決定の基準となるべき職務の内容は、次の等級別基準職務表によるものとする。 <table><tr><td>（略）</td></tr></table> 3 任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、規則で定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。 4 第2項の規定による号給の決定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。 （一般職の職員の給与等に関する条例の適用除外等） 第8条 一般職の職員の給与等に関する条例（昭和46年富津市条例第25号。以下「給与条例」という。）第4条、第5条、第9条から第11条まで、第19条第1項及び第2項、第20条、第20条の2並びに第22条の規定は、特定任期付職員には適用しない。	号給	給料月額（円）	1	392,000	2	440,000	3	492,000	4	555,000	5	634,000	6	740,000	7	864,000	（略）
号給	給料月額（円）																																		
1	380,000																																		
2	427,000																																		
3	477,000																																		
4	539,000																																		
5	615,000																																		
6	718,000																																		
7	839,000																																		
（略）																																			
号給	給料月額（円）																																		
1	392,000																																		
2	440,000																																		
3	492,000																																		
4	555,000																																		
5	634,000																																		
6	740,000																																		
7	864,000																																		
（略）																																			

2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第3条第1項及び第21条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当、特定任期付職員業績手当」と、第3条第1項中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当、特定任期付職員業績手当」と、第21条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。	2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第3条第1項及び第21条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当、特定任期付職員業績手当」と、第3条第1項中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当、特定任期付職員業績手当」と、第21条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」とする。
---	---

議案第 6 号資料

富津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成29年富津市条例第22号）新旧対照表（第 4 条による改正）

改 正 前	改 正 案
（特定任期付職員の給与の特例） 第 7 条 第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。 (略) 2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要な度に応じて決定するものとし、その決定の基準となるべき職務の内容は、次の等級別基準職務表によるものとする。 (略) 3 任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、規則で定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。 4 第 2 項の規定による号給の決定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。 （一般職の職員の給与等に関する条例の適用除外等） 第 8 条 一般職の職員の給与等に関する条例（昭和46年富津市条例第25号。以下「給与条例」という。）第 4 条、第 5 条、第 9 条から第11条まで、第19条第 1 項及び第 2 項、第20条、第20条の 2 並びに第22条の規定は、特定任期付職員には適用しない。 2 特定任期付職員に対する給与条例第 2 条、第 3 条第 1 項及び第21条第 2 項の規定の適用については、給与条例第 2 条中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当、特定任期付職員業績手当」と、第 3 条第 1 項中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当、特定任期付職員業績手当」と、第21条第 2 項中「100分の127.5」とあるのは「100分の175」とする。	（特定任期付職員の給与の特例） 第 7 条 第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。 (略) 2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要な度に応じて決定するものとし、その決定の基準となるべき職務の内容は、次の等級別基準職務表によるものとする。 (略) 3 前項 の規定による号給の決定 _____ は、予算の範囲内で行わなければならない。 （一般職の職員の給与等に関する条例の適用除外等） 第 8 条 一般職の職員の給与等に関する条例（昭和46年富津市条例第25号。以下「給与条例」という。）第 4 条、第 5 条、第 9 条から第11条まで、第19条第 1 項及び第 2 項、第20条並びに第20条の 2 _____ の規定は、特定任期付職員には適用しない。 2 特定任期付職員に対する給与条例第21条第 2 項及び第22条第 2 項第 1 号の規定の適用については、給与条例 _____ 第21条第 2 項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、給与条例第22条第 2 項第 1 号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」とする。

議案第 7 号資料

富津市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例（令和元年富津市条例第 4 号）新旧対照表

現 行	改 正 案
(給料等)	(給料等)
第 8 条 フルタイム会計年度任用職員に支給する給料は日額により、パートタイム会計年度任用職員に支給する基本報酬は日額又は時間額により定めるものとする。	第 8 条 フルタイム会計年度任用職員に支給する給料は日額により、パートタイム会計年度任用職員に支給する基本報酬は日額又は時間額により定めるものとする。
2 給料又は基本報酬（以下「給料等」という。）の基準となる月額、別表に定める額とする。	2 給料又は基本報酬（以下「給料等」という。）の基準となる月額は、別表に定める額とする。
3 前項の規定にかかわらず、職務の性質上これにより難い職にある者の給料等の額は、任命権者があらかじめ市長と協議して定める額とすることができる。	3 前項の規定にかかわらず、職務の性質上これにより難い職にある者の給料等の額は、任命権者があらかじめ市長と協議して定める額とすることができる。
4 前 2 項の規定により給料等の額を定める場合には、職員の職務の複雑性、困難性、特殊性及び責任の軽重に応じ、かつ、常勤の職員の給料との権衡を考慮し、決定する。	4 前 2 項の規定により給料等の額を定める場合には、職員の職務の複雑性、困難性、特殊性及び責任の軽重に応じ、かつ、常勤の職員の給料との権衡を考慮し、決定する。
	5 別表に定める給料等の基準となる月額に増額等改定（給与条例別表第 1 の給料表を改定する条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が増額され、又は減額されることをいう。以下同じ。）があった場合における会計年度任用職員に対する第 2 項の適用は、給与条例の適用を受ける職員の例による。
	6 前項の場合において、次に掲げる会計年度任用職員に限り、別表に定める給料等の基準となる月額を適用する日を当該増額等改定があった日の属する年度の 1 月 1 日とする。
	(1) 当該増額等改定があった日の属する年度の 4 月 1 日から 12 月 31 日までの期間において発令された任用期間が、通算して 3 月以内の会計年度任用職員
	(2) 当該増額等改定があった日の属する年度の 4 月 1 日から 12 月 31 日までの期間において発令された任用期間中の勤務時間について、1 週間当たりの勤務時間が 15 時間 30 分未満の会計年度任用職員

5 前各項に定めるもののほか、給料等の支給に関し必要な事項は、規則で定める。 別表（第8条関係） <table border="1" data-bbox="235 371 1079 448"> <tr> <td>給料等の基準となる月額</td> <td>給与条例別表第1の給料表に定める職務の級における1級で、職種ごとに規則で定める額</td> </tr> </table>	給料等の基準となる月額	給与条例別表第1の給料表に定める職務の級における1級で、職種ごとに規則で定める額	(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が別に定める会計年度任用職員 7 前各項に定めるもののほか、給料等の支給に関し必要な事項は、規則で定める。 別表（第8条関係） <table border="1" data-bbox="1164 371 2009 448"> <tr> <td>給料等の基準となる月額</td> <td>給与条例別表第1の給料表に定める職務の級における1級で、職種ごとに規則で定める額</td> </tr> </table>	給料等の基準となる月額	給与条例別表第1の給料表に定める職務の級における1級で、職種ごとに規則で定める額
給料等の基準となる月額	給与条例別表第1の給料表に定める職務の級における1級で、職種ごとに規則で定める額				
給料等の基準となる月額	給与条例別表第1の給料表に定める職務の級における1級で、職種ごとに規則で定める額				

議案第8号資料

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和46年富津市条例第22号）新旧対照表（第1条による改正）

現 行	改 正 案
(期末手当) 第4条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条例においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれその日に在職する者について支給する。これらの基準日前1箇月以内に任期満了し、退職し、又は死亡した者についても、同様とする。 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の225</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30 3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（任期満了し、退職し、又は死亡した者にあつては、それぞれその日現在）においてその者が受けるべき給料の月額にその者が受けるべき給料の月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とする。	(期末手当) 第4条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条例においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれその日に在職する者について支給する。これらの基準日前1箇月以内に任期満了し、退職し、又は死亡した者についても、同様とする。 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の235</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30 3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（任期満了し、退職し、又は死亡した者にあつては、それぞれその日現在）においてその者が受けるべき給料の月額にその者が受けるべき給料の月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とする。

議案第 8 号資料

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和46年富津市条例第22号）新旧対照表（第 2 条による改正）

改 正 前	改 正 案
(期末手当) 第 4 条 期末手当は、6 月 1 日及び12月 1 日（以下この条例においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれその日に在職する者について支給する。これらの基準日前 1 箇月以内に任期満了し、退職し、又は死亡した者についても、同様とする。 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の235</u>を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) 6 箇月 100分の100 (2) 5 箇月以上 6 箇月未満 100分の80 (3) 3 箇月以上 5 箇月未満 100分の60 (4) 3 箇月未満 100分の30 3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（任期満了し、退職し、又は死亡した者にあつては、それぞれその日現在）においてその者が受けるべき給料の月額にその者が受けるべき給料の月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とする。	(期末手当) 第 4 条 期末手当は、6 月 1 日及び12月 1 日（以下この条例においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれその日に在職する者について支給する。これらの基準日前 1 箇月以内に任期満了し、退職し、又は死亡した者についても、同様とする。 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の230</u>を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) 6 箇月 100分の100 (2) 5 箇月以上 6 箇月未満 100分の80 (3) 3 箇月以上 5 箇月未満 100分の60 (4) 3 箇月未満 100分の30 3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（任期満了し、退職し、又は死亡した者にあつては、それぞれその日現在）においてその者が受けるべき給料の月額にその者が受けるべき給料の月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とする。

議案第9号資料

議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和46年富津市条例第7号）新旧対照表（第1条による改正）

現 行	改 正 案
（期末手当） 第6条 議長、副議長及び議員で6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）に在職するものに期末手当を支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した議員についても同様とする。 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の225</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1） 6箇月 100分の100 （2） 5箇月以上6箇月未満 100分の80 （3） 3箇月以上5箇月未満 100分の60 （4） 3箇月未満 100分の30 3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した議員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）においてその者が受けるべき議員報酬月額にその者が受けるべき議員報酬月額の100分の10を乗じて得た額を加算した額とする。 4 期末手当の支給方法については、一般職の職員の例により支給する。	（期末手当） 第6条 議長、副議長及び議員で6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）に在職するものに期末手当を支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した議員についても同様とする。 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の235</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1） 6箇月 100分の100 （2） 5箇月以上6箇月未満 100分の80 （3） 3箇月以上5箇月未満 100分の60 （4） 3箇月未満 100分の30 3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した議員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）においてその者が受けるべき議員報酬月額にその者が受けるべき議員報酬月額の100分の10を乗じて得た額を加算した額とする。 4 期末手当の支給方法については、一般職の職員の例により支給する。

議案第 9 号資料

議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和46年富津市条例第 7 号）新旧対照表（第 2 条による改正）

改 正 前	改 正 案
（期末手当） 第 6 条 議長、副議長及び議員で 6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）に在職するものに期末手当を支給する。これらの基準日前 1 箇月以内に退職し、又は死亡した議員についても同様とする。 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の235</u>を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1） 6 箇月 100分の100 （2） 5 箇月以上 6 箇月未満 100分の80 （3） 3 箇月以上 5 箇月未満 100分の60 （4） 3 箇月未満 100分の30 3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した議員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）においてその者が受けるべき議員報酬月額にその者が受けるべき議員報酬月額の100分の10を乗じて得た額を加算した額とする。 4 期末手当の支給方法については、一般職の職員の例により支給する。	（期末手当） 第 6 条 議長、副議長及び議員で 6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）に在職するものに期末手当を支給する。これらの基準日前 1 箇月以内に退職し、又は死亡した議員についても同様とする。 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の230</u>を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1） 6 箇月 100分の100 （2） 5 箇月以上 6 箇月未満 100分の80 （3） 3 箇月以上 5 箇月未満 100分の60 （4） 3 箇月未満 100分の30 3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した議員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）においてその者が受けるべき議員報酬月額にその者が受けるべき議員報酬月額の100分の10を乗じて得た額を加算した額とする。 4 期末手当の支給方法については、一般職の職員の例により支給する。

議案第10号資料

千葉県市町村総合事務組合規約（昭和30年千葉県告示第496号）新旧対照表

現 行	改 正 案
（組合を組織する地方公共団体） 第2条 組合は、別表第1に掲げる市町村並びに一部事務組合及び広域連合（以下「組織団体」という。）をもって組織する。 （組合の共同処理する事務） 第3条 組合の共同処理する事務は次の各号に掲げる事務とし、組合は別表第2上欄に規定する事務の区分に応じ、当該下欄に掲げる組織団体の当該事務を共同処理する。 （1） 常勤の職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員を除く。以下「職員」という。）に対する退職手当の支給 （2） 住民の交通災害共済事業 （3） 議会の議員その他非常勤の職員の公務上の災害及び通勤による災害に対する補償 （4） 非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務上の災害に対する補償 （5） 非常勤消防団員、消防作業従事者、救急業務協力者、非常勤水防団長、非常勤水防団員、水防従事者及び応急措置業務従事者の公務上の災害に対する補償 （6） 非常勤消防団員に対する退職報償金の支給 （7） 消防吏員及び消防団員に対する賞じゅつ金の授与 （8） 非常勤消防団員及び消防作業従事者の公務上の災害に対する見舞金の支給 （9） 住民の予防接種事故に対する救済措置 （10） 住民の自然災害に対する災害弔慰金の支給、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付け （11） 公平委員会に関する事務	（組合を組織する地方公共団体） 第2条 組合は、別表第1に掲げる市町村並びに一部事務組合及び広域連合（以下「組織団体」という。）をもって組織する。 （組合の共同処理する事務） 第3条 組合の共同処理する事務は次の各号に掲げる事務とし、組合は別表第2上欄に規定する事務の区分に応じ、当該下欄に掲げる組織団体の当該事務を共同処理する。 （1） 常勤の職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員を除く。以下「職員」という。）に対する退職手当の支給 （2） 住民の交通災害共済事業 （3） 議会の議員その他非常勤の職員の公務上の災害及び通勤による災害に対する補償 （4） 非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務上の災害に対する補償 （5） 非常勤消防団員、消防作業従事者、救急業務協力者、非常勤水防団長、非常勤水防団員、水防従事者及び応急措置業務従事者の公務上の災害に対する補償 （6） 非常勤消防団員に対する退職報償金の支給 （7） 消防吏員及び消防団員に対する賞じゅつ金の授与 （8） 非常勤消防団員及び消防作業従事者の公務上の災害に対する見舞金の支給 （9） 住民の予防接種事故に対する救済措置 （10） 住民の自然災害に対する災害弔慰金の支給、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付け （11） 公平委員会に関する事務

(12) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に基づく土地開発公社に関する事務 (13) 職員の共同研修機関の設置及び運営 (14) 職員採用試験の合同実施 (15) 消防救急無線設備（移動局無線設備及びこれと同等の設備構成となる無線設備を除く。）の整備及び管理 (16) 軽自動車税の賦課徴収に関する申告書（市町村へ直接提出されるものを除く。）の受付 2 組合は、前項に規定するもののほか、千葉県自治会館の設置及び管理を行うことができる。 別表第1（第2条関係） 千葉市 銚子市 市川市 船橋市 館山市 木更津市 松戸市 野田市 茂原市 成田市 佐倉市 東金市 旭市 習志野市 柏市 勝浦市 市原市 流山市 八千代市 我孫子市 鴨川市 鎌ケ谷市 君津市 富津市 浦安市 四街道市 袖ケ浦市 八街市 印西市 白井市 富里市 南房総市 匝瑳市 香取市 山武市 いすみ市 大網白里市 酒々井町 栄町 神崎町 多古町 東庄町 九十九里町 芝山町 横芝光町 一宮町 睦沢町 長生村 白子町 長柄町 長南町 大多喜町 御宿町 鋸南町 三芳水道企業団 長門川水道企業団 国保国吉病院組合 君津中央病院企業団 東葛中部地区総合開発事務組合 鋸南地区環境衛生組合 佐倉市、酒々井町清掃組合 東金市外三市町清掃組合 山武郡市環境衛生組合 柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合 印旛衛生施設管理組合 印西地区衛生組合 東総衛生組合 夷隅環境衛生組合 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合 一宮聖苑組合 印旛利根川水防事務組合 布施学校組合 匝瑳市ほか二町環境衛生組合 君津郡市広域市町村圏事務組合 安房郡市広域市町村圏事務組合 四市複合事務組合 長生郡市広域市町村圏組合 匝瑳市横芝光町消防組合 山武郡市広域行政組合 香取広域市町村圏事務組合 佐倉市八街市酒々井町消防組合 東総地区広域市町村圏事務組合 印西地区消防組	(12) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に基づく土地開発公社に関する事務 (13) 職員の共同研修機関の設置及び運営 (14) 職員採用試験の合同実施 (15) 消防救急無線設備（移動局無線設備及びこれと同等の設備構成となる無線設備を除く。）の整備及び管理 (16) 軽自動車税の賦課徴収に関する申告書（市町村へ直接提出されるものを除く。）の受付 2 組合は、前項に規定するもののほか、千葉県自治会館の設置及び管理を行うことができる。 別表第1（第2条関係） 千葉市 銚子市 市川市 船橋市 館山市 木更津市 松戸市 野田市 茂原市 成田市 佐倉市 東金市 旭市 習志野市 柏市 勝浦市 市原市 流山市 八千代市 我孫子市 鴨川市 鎌ケ谷市 君津市 富津市 浦安市 四街道市 袖ケ浦市 八街市 印西市 白井市 富里市 南房総市 匝瑳市 香取市 山武市 いすみ市 大網白里市 酒々井町 栄町 神崎町 多古町 東庄町 九十九里町 芝山町 横芝光町 一宮町 睦沢町 長生村 白子町 長柄町 長南町 大多喜町 御宿町 鋸南町 三芳水道企業団 長門川水道企業団 国保国吉病院組合 君津中央病院企業団 東葛中部地区総合開発事務組合 鋸南地区環境衛生組合 佐倉市、酒々井町清掃組合 東金市外三市町清掃組合 山武郡市環境衛生組合 柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合 印旛衛生施設管理組合 印西地区衛生組合 東総衛生組合 夷隅環境衛生組合 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合 一宮聖苑組合 印旛利根川水防事務組合 匝瑳市ほか二町環境衛生組合 君津郡市広域市町村圏事務組合 安房郡市広域市町村圏事務組合 四市複合事務組合 長生郡市広域市町村圏組合 匝瑳市横芝光町消防組合 山武郡市広域行政組合 香取広域市町村圏事務組合 佐倉市八街市酒々井町消防組合 東総地区広域市町村圏事務組合 印西地区消防組
--	---

合 九十九里地域水道企業団 夷隅郡市広域市町村圏事務組合 印旛郡市広域市町村圏事務組合 東総広域水道企業団 君津富津広域下水道組合 八匠水道企業団 山武郡市広域水道企業団 印西地区環境整備事業組合 南房総広域水道企業団 千葉県後期高齢者医療広域連合

別表第2（第3条第1項関係）

共同処理する事務	共同処理する団体
第3条第1項第1号に掲げる事務	銚子市 館山市 木更津市 茂原市 成田市 佐倉市 東金市 旭市 勝浦市 市原市 流山市 八千代市 我孫子市 鴨川市 鎌ケ谷市 君津市 富津市 浦安市 四街道市 袖ケ浦市 八街市 印西市 白井市 富里市 南房総市 匝瑳市 香取市 山武市 いすみ市 大網白里市 酒々井町 栄町 神崎町 多古町 東庄町 九十九里町 芝山町 横芝光町 一宮町 睦沢町 長生村 白子町 長柄町 長南町 大多喜町 御宿町 鋸南町 三芳水道企業団 長門川水道企業団 国保国吉病院組合 君津中央病院企業団 東葛中部地区総合開発事務組合 鋸南地区環境衛生組合 佐倉市、酒々井町清掃組合 東金市外三市町清掃組合 山武郡市環境衛生組合 柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合 印旛衛生施設管理組合 印西地区衛生組合 東総衛生組合 夷隅環境衛生組合 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合 一宮聖苑組合 印旛利根川水防事務組合 布施学校組合 匝瑳市ほか二町環境衛生組合 君津郡市広域市町村圏事務組合 安房郡市広域市町村圏事務組合 長生郡市広域市町村圏組合 匝瑳市横芝光町消防組合 山武郡市広域行政組合 香取広域市町村圏事務組合 佐倉市八街市酒々井町消防組合 東総地区

合 九十九里地域水道企業団 夷隅郡市広域市町村圏事務組合 印旛郡市広域市町村圏事務組合 東総広域水道企業団 君津富津広域下水道組合 八匠水道企業団 山武郡市広域水道企業団 印西地区環境整備事業組合 南房総広域水道企業団 千葉県後期高齢者医療広域連合

別表第2（第3条第1項関係）

共同処理する事務	共同処理する団体
第3条第1項第1号に掲げる事務	銚子市 館山市 木更津市 茂原市 成田市 佐倉市 東金市 旭市 勝浦市 市原市 流山市 八千代市 我孫子市 鴨川市 鎌ケ谷市 君津市 富津市 浦安市 四街道市 袖ケ浦市 八街市 印西市 白井市 富里市 南房総市 匝瑳市 香取市 山武市 いすみ市 大網白里市 酒々井町 栄町 神崎町 多古町 東庄町 九十九里町 芝山町 横芝光町 一宮町 睦沢町 長生村 白子町 長柄町 長南町 大多喜町 御宿町 鋸南町 三芳水道企業団 長門川水道企業団 国保国吉病院組合 君津中央病院企業団 東葛中部地区総合開発事務組合 鋸南地区環境衛生組合 佐倉市、酒々井町清掃組合 東金市外三市町清掃組合 山武郡市環境衛生組合 柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合 印旛衛生施設管理組合 印西地区衛生組合 東総衛生組合 夷隅環境衛生組合 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合 一宮聖苑組合 印旛利根川水防事務組合 匝瑳市ほか二町環境衛生組合 君津郡市広域市町村圏事務組合 安房郡市広域市町村圏事務組合 長生郡市広域市町村圏組合 匝瑳市横芝光町消防組合 山武郡市広域行政組合 香取広域市町村圏事務組合 佐倉市八街市酒々井町消防組合 東総地区

	広域市町村圏事務組合 印西地区消防組合 九十九里地域水道企業団 夷隅郡市広域市町村圏事務組合 印旛郡市広域市町村圏事務組合 東総広域水道企業団 君津富津広域下水道組合 八匠水道企業団 山武郡市広域水道企業団 印西地区環境整備事業組合 南房総広域水道企業団
第3条第1項第2号に掲げる事務	木更津市 茂原市 成田市 東金市 旭市 勝浦市 流山市 我孫子市 鴨川市 鎌ヶ谷市 君津市 富津市 四街道市 袖ヶ浦市 八街市 印西市 白井市 富里市 南房総市 匝瑳市 香取市 山武市 いすみ市 大網白里市 酒々井町 栄町 神崎町 多古町 東庄町 九十九里町 芝山町 横芝光町 一宮町 睦沢町 長生村 白子町 長柄町 長南町 大多喜町 御宿町 鋸南町
第3条第1項第3号に掲げる事務	銚子市 館山市 木更津市 松戸市 野田市 茂原市 成田市 佐倉市 東金市 旭市 習志野市 勝浦市 市原市 流山市 八千代市 我孫子市 鴨川市 鎌ヶ谷市 君津市 富津市 浦安市 四街道市 袖ヶ浦市 八街市 印西市 白井市 富里市 南房総市 匝瑳市 香取市 山武市 いすみ市 大網白里市 酒々井町 栄町 神崎町 多古町 東庄町 九十九里町 芝山町 横芝光町 一宮町 睦沢町 長生村 白子町 長柄町 長南町 大多喜町 御宿町 鋸南町 三芳水道企業団 長門川水道企業団 国保国吉病院組合 君津中央病院企業団 東葛中部地区総合開発事務組合 鋸南地区環境衛生組合 佐倉市、酒々井町清掃組合 東金市外三市町清掃組合 山武郡市環境衛生組合 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合 印旛衛生施設管理組合 印西地区衛生組合 東総衛生組

	広域市町村圏事務組合 印西地区消防組合 九十九里地域水道企業団 夷隅郡市広域市町村圏事務組合 印旛郡市広域市町村圏事務組合 東総広域水道企業団 君津富津広域下水道組合 八匠水道企業団 山武郡市広域水道企業団 印西地区環境整備事業組合 南房総広域水道企業団
第3条第1項第2号に掲げる事務	木更津市 茂原市 成田市 東金市 旭市 勝浦市 流山市 我孫子市 鴨川市 鎌ヶ谷市 君津市 富津市 四街道市 袖ヶ浦市 八街市 印西市 白井市 富里市 南房総市 匝瑳市 香取市 山武市 いすみ市 大網白里市 酒々井町 栄町 神崎町 多古町 東庄町 九十九里町 芝山町 横芝光町 一宮町 睦沢町 長生村 白子町 長柄町 長南町 大多喜町 御宿町 鋸南町
第3条第1項第3号に掲げる事務	銚子市 館山市 木更津市 松戸市 野田市 茂原市 成田市 佐倉市 東金市 旭市 習志野市 勝浦市 市原市 流山市 八千代市 我孫子市 鴨川市 鎌ヶ谷市 君津市 富津市 浦安市 四街道市 袖ヶ浦市 八街市 印西市 白井市 富里市 南房総市 匝瑳市 香取市 山武市 いすみ市 大網白里市 酒々井町 栄町 神崎町 多古町 東庄町 九十九里町 芝山町 横芝光町 一宮町 睦沢町 長生村 白子町 長柄町 長南町 大多喜町 御宿町 鋸南町 三芳水道企業団 長門川水道企業団 国保国吉病院組合 君津中央病院企業団 東葛中部地区総合開発事務組合 鋸南地区環境衛生組合 佐倉市、酒々井町清掃組合 東金市外三市町清掃組合 山武郡市環境衛生組合 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合 印旛衛生施設管理組合 印西地区衛生組合 東総衛生組

	合 夷隅環境衛生組合 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合 一宮聖苑組合 印旛利根川水防事務組合 布施学校組合 匝瑳市ほか二町環境衛生組合 君津郡市広域市町村圏事務組合 安房郡市広域市町村圏事務組合 長生郡市広域市町村圏組合 匝瑳市横芝光町消防組合 山武郡市広域行政組合 香取広域市町村圏事務組合 佐倉市八街市酒々井町消防組合 東総地区広域市町村圏事務組合 印西地区消防組合 九十九里地域水道企業団 夷隅郡市広域市町村圏事務組合 印旛郡市広域市町村圏事務組合 東総広域水道企業団 君津富津広域下水道組合 八匝水道企業団 山武郡市広域水道企業団 印西地区環境整備事業組合 南房総広域水道企業団 千葉県後期高齢者医療広域連合
第3条第1項第4号に掲げる事務	銚子市 館山市 木更津市 松戸市 野田市 茂原市 成田市 佐倉市 東金市 旭市 習志野市 勝浦市 市原市 流山市 八千代市 我孫子市 鴨川市 鎌ヶ谷市 君津市 富津市 浦安市 四街道市 袖ヶ浦市 八街市 印西市 白井市 富里市 南房総市 匝瑳市 香取市 山武市 いすみ市 大網白里市 酒々井町 栄町 神崎町 多古町 東庄町 九十九里町 芝山町 横芝光町 一宮町 睦沢町 長生村 白子町 長柄町 長南町 大多喜町 御宿町 鋸南町 布施学校組合
	(略)
第3条第1項第1号に掲げる事務	銚子市 館山市 茂原市 成田市 佐倉市 東金市 旭市 習志野市 柏市 勝浦市 市原市 流

	合 夷隅環境衛生組合 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合 一宮聖苑組合 印旛利根川水防事務組合 匝瑳市ほか二町環境衛生組合 君津郡市広域市町村圏事務組合 安房郡市広域市町村圏事務組合 長生郡市広域市町村圏組合 匝瑳市横芝光町消防組合 山武郡市広域行政組合 香取広域市町村圏事務組合 佐倉市八街市酒々井町消防組合 東総地区広域市町村圏事務組合 印西地区消防組合 九十九里地域水道企業団 夷隅郡市広域市町村圏事務組合 印旛郡市広域市町村圏事務組合 東総広域水道企業団 君津富津広域下水道組合 八匝水道企業団 山武郡市広域水道企業団 印西地区環境整備事業組合 南房総広域水道企業団 千葉県後期高齢者医療広域連合
第3条第1項第4号に掲げる事務	銚子市 館山市 木更津市 松戸市 野田市 茂原市 成田市 佐倉市 東金市 旭市 習志野市 勝浦市 市原市 流山市 八千代市 我孫子市 鴨川市 鎌ヶ谷市 君津市 富津市 浦安市 四街道市 袖ヶ浦市 八街市 印西市 白井市 富里市 南房総市 匝瑳市 香取市 山武市 いすみ市 大網白里市 酒々井町 栄町 神崎町 多古町 東庄町 九十九里町 芝山町 横芝光町 一宮町 睦沢町 長生村 白子町 長柄町 長南町 大多喜町 御宿町 鋸南町
	(略)
第3条第1項第1号に掲げる事務	銚子市 館山市 茂原市 成田市 佐倉市 東金市 旭市 習志野市 柏市 勝浦市 市原市 流

	山市 八千代市 我孫子市 鴨川市 鎌ヶ谷市 君津市 富津市 浦安市 四街道市 袖ヶ浦市 八街市 印西市 白井市 富里市 南房総市 匝 瑛市 香取市 山武市 いすみ市 大網白里市 酒々井町 栄町 神崎町 多古町 東庄町 九十 九里町 芝山町 横芝光町 一宮町 睦沢町 長 生村 白子町 長柄町 長南町 大多喜町 御宿 町 鋸南町 国保国吉病院組合 東葛中部地区総 合開発事務組合 鋸南地区環境衛生組合 佐倉 市、酒々井町清掃組合 東金市外三市町清掃組合 山武郡市環境衛生組合 柏・白井・鎌ヶ谷環境 衛生組合 印旛衛生施設管理組合 印西地区衛生 組合 東総衛生組合 夷隅環境衛生組合 佐倉 市、四街道市、酒々井町葬祭組合 一宮聖苑組合 <u>印旛利根川水防事務組合 布施学校組合 匝瑛</u> <u>市ほか二町環境衛生組合</u> 君津郡市広域市町村圏 事務組合 安房郡市広域市町村圏事務組合 四市 複合事務組合 長生郡市広域市町村圏組合 匝瑛 市横芝光町消防組合 山武郡市広域行政組合 香 取広域市町村圏事務組合 佐倉市八街市酒々井町 消防組合 東総地区広域市町村圏事務組合 印西 地区消防組合 夷隅郡市広域市町村圏事務組合 印旛郡市広域市町村圏事務組合 君津富津広域下 水道組合 印西地区環境整備事業組合 千葉県後 期高齢者医療広域連合	
	(略)	
	山市 八千代市 我孫子市 鴨川市 鎌ヶ谷市 君津市 富津市 浦安市 四街道市 袖ヶ浦市 八街市 印西市 白井市 富里市 南房総市 匝 瑛市 香取市 山武市 いすみ市 大網白里市 酒々井町 栄町 神崎町 多古町 東庄町 九十 九里町 芝山町 横芝光町 一宮町 睦沢町 長 生村 白子町 長柄町 長南町 大多喜町 御宿 町 鋸南町 国保国吉病院組合 東葛中部地区総 合開発事務組合 鋸南地区環境衛生組合 佐倉 市、酒々井町清掃組合 東金市外三市町清掃組合 山武郡市環境衛生組合 柏・白井・鎌ヶ谷環境 衛生組合 印旛衛生施設管理組合 印西地区衛生 組合 東総衛生組合 夷隅環境衛生組合 佐倉 市、四街道市、酒々井町葬祭組合 一宮聖苑組合 <u>印旛利根川水防事務組合 匝瑛市ほか二町環境</u> <u>衛生組合</u> 君津郡市広域市町村圏 事務組合 安房郡市広域市町村圏事務組合 四市 複合事務組合 長生郡市広域市町村圏組合 匝瑛 市横芝光町消防組合 山武郡市広域行政組合 香 取広域市町村圏事務組合 佐倉市八街市酒々井町 消防組合 東総地区広域市町村圏事務組合 印西 地区消防組合 夷隅郡市広域市町村圏事務組合 印旛郡市広域市町村圏事務組合 君津富津広域下 水道組合 印西地区環境整備事業組合 千葉県後 期高齢者医療広域連合	
	(略)	

議案第 11 号資料

君津郡市広域市町村圏事務組合規約（昭和44年千葉県指令第2229号）新旧対照表

現 行	改 正 案
（共同処理する事務） 第4条 組合は、次の各号に定める事務を共同で処理する。 （1） 関係市の広域事務の調整及び推進に関すること。 （2） 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定に基づき児童発達支援センターの設置及び管理運営に関すること。 （3） <u>救急急病医療事業に関すること。</u> （4） 関係市の職員の共同研修に関すること。 （5） 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第30条第1項第1号に規定する所轄庁が行うこととされている事務に関すること。 （6） 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第6項に規定する専用水道及び同条第7項に規定する簡易専用水道に係る次に掲げる事務及びこれらに付随する事務に関すること。 ア 専用水道の布設工事の設計の確認 イ 専用水道の給水開始の届出受理 ウ 専用水道の業務委託の際の届出受理 エ 専用水道の施設基準及び簡易専用水道の管理基準に係る改善の指示及び給水停止命令 オ 専用水道及び簡易専用水道の設置者からの報告徴収及び施設の設置場所への立入検査 （7） 飲用井戸等衛生対策要領（昭和62年厚生省生活衛生局長通知）の対象施設に係る衛生確保対策に関すること。 （組合の経費の支弁方法） 第11条 組合の経費は、関係市の負担する負担金、国庫支出金、県支出金、その他の補助金、借入金、寄附金及びその他の収入をもって充てる。 2 前項に規定する関係市の負担金の負担割合は、別表の定めるところによる。ただし、地方交付税の算定にあたり第4条第3号の事業について診療所数にかかる密度補正が適用された団体に該当する市	（共同処理する事務） 第4条 組合は、次の各号に定める事務を共同で処理する。 （1） 関係市の広域事務の調整及び推進に関すること。 （2） 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定に基づき児童発達支援センターの設置及び管理運営に関すること。 （3） 関係市の職員の共同研修に関すること。 （4） 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第30条第1項第1号に規定する所轄庁が行うこととされている事務に関すること。 （5） 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第6項に規定する専用水道及び同条第7項に規定する簡易専用水道に係る次に掲げる事務及びこれらに付随する事務に関すること。 ア 専用水道の布設工事の設計の確認 イ 専用水道の給水開始の届出受理 ウ 専用水道の業務委託の際の届出受理 エ 専用水道の施設基準及び簡易専用水道の管理基準に係る改善の指示及び給水停止命令 オ 専用水道及び簡易専用水道の設置者からの報告徴収及び施設の設置場所への立入検査 （6） 飲用井戸等衛生対策要領（昭和62年厚生省生活衛生局長通知）の対象施設に係る衛生確保対策に関すること。 （組合の経費の支弁方法） 第11条 組合の経費は、関係市の負担する負担金、国庫支出金、県支出金、その他の補助金、借入金、寄附金及びその他の収入をもって充てる。 2 前項に規定する関係市の負担金の負担割合は、別表の定めるところによる。

は、当該算入に係る増加需要額の全額に相当する額を組合に納付するものとする。この場合、組合は、当該納付額に相当する額を別表で定められた関係市が負担する負担金の負担割合に応じて、それぞれ関係市の負担金から減額するものとする。	
3 前項の規定にかかわらず、特別の事情があるときは、管理者は第1項に定める関係市の負担する負担金の全部又は一部について別に組合議会の議決を経て定める負担方法により、関係市に分賦することができる。	3 前項の規定にかかわらず、特別の事情があるときは、管理者は第1項に定める関係市の負担する負担金の全部又は一部について別に組合議会の議決を経て定める負担方法により、関係市に分賦することができる。

大佐和中学校屋内運動場改築工事概要

- 1 工 事 名 大佐和中学校屋内運動場改築工事
- 2 工事場所 富津市岩瀬619番地
- 3 工 期 議会の議決日の翌日から令和8年1月19日まで
- 4 工事概要 屋根の亀裂により使用を中止している大佐和中学校屋内運動場の改築工事
＜工事内容＞
 - (1) 屋内運動場 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造平屋建
建築面積 1,481.48㎡
延べ面積 1,330.78㎡
 - (2) 渡り廊下 鉄骨造平屋建
建築面積 104.69㎡
 - (3) 上記に関わる建築及び外構工事 1式

開札調書

入札の結果は下記のとおりです。

1 執 行 年 月 日	令和6年10月31日
2 件 名	大佐和中学校屋内運動場改築工事
3 場 所	富津市岩瀬619番地
4 落 札 者	(株) 小島建設
5 落 札 価 格	687,280,000 円 (624,800,000 円)
6 予 定 価 格	690,470,000 円 (627,700,000 円)
7 低入札価格調査基準価格	635,232,400 円 (577,484,000 円)

※括弧内の金額は、消費税及び地方消費税を除いた額

業 者 名	第1回入札	第2回入札	摘要
(株) 小島建設	624,800,000円	円	落札
伊東建設興業(株)	640,000,000円	円	
(株) キミツ鐵構建設	670,800,000円	円	
岡田建設(株)	675,000,000円	円	
(株) 新昭和	690,380,000円	円	

飯野地区コミュニティ委員会の概要

- | | | |
|---|------|--|
| 1 | 所在地 | 富津市内 |
| 2 | 名称 | 飯野地区コミュニティ委員会 |
| 3 | 代表者名 | 会長 今木 康之 |
| 4 | 設立 | 昭和63年10月 1 日 |
| 5 | 役員数 | 会長 1 名、副会長 1 名、理事 1 名、会計 1 名、監事 2 名 |
| 6 | 目的 | 地域の心のふれあい、連帯意識を高める活動、快適な生活環境づくりを自主的に推進し、住みよい地域づくりを進めることを目的とする。 |
| 7 | 事業内容 | (1) 交通安全、防災、消防、その他生活の安全の確保推進に關すること。
(2) 社会福祉、ボランティア、健康管理に關すること。
(3) 生活環境の浄化、美観の維持に關すること。
(4) お祭り、盆踊り、その他コミュニティ行事に關すること。
(5) 文化、体育、レクリエーション活動に關すること。
(6) コミュニティセンターの管理運営に關すること。
(7) 市行政に対する住民意志の反映に關すること。 |
| 8 | 事業実績 | (1) 地域の清掃活動
(2) お祭りの開催協力
(3) 飯野コミュニティセンターの指定管理運営 |

佐貫地区コミュニティ委員会の概要

- | | | |
|---|------|--|
| 1 | 所在地 | 富津市内 |
| 2 | 名称 | 佐貫地区コミュニティ委員会 |
| 3 | 代表者名 | 会長 鈴木 正一 |
| 4 | 設立 | 昭和63年10月 1 日 |
| 5 | 役員数 | 会長 1 名、副会長 1 名、理事19名、会計 2 名、管理人 1 名、
監事 2 名、顧問 5 名 |
| 6 | 目的 | 地域の心のふれあい、連帯意識を高める活動、快適な生活環境
づくりを自主的に推進し、住みよい地域づくりを進めることを目
的とする。 |
| 7 | 事業内容 | (1) 交通安全、防災、消防、その他生活の安全の確保推進に関
すること。
(2) 社会福祉、ボランティア、健康管理に関すること。
(3) 生活環境の浄化、美観の維持に関すること。
(4) お祭り、盆踊り、その他コミュニティ行事に関すること。
(5) 文化、体育、レクリエーション活動に関すること。
(6) コミュニティセンターの管理運営に関すること。
(7) 市行政に対する住民意志の反映に関すること。 |
| 8 | 事業実績 | (1) 地域の清掃活動
(2) お祭りの開催協力
(3) 佐貫コミュニティセンターの指定管理運営 |

天神山地区コミュニティ委員会の概要

- | | | |
|---|------|--|
| 1 | 所在地 | 富津市内 |
| 2 | 名称 | 天神山地区コミュニティ委員会 |
| 3 | 代表者名 | 会長 粕谷 勝巳 |
| 4 | 設立 | 平成2年4月1日 |
| 5 | 役員数 | 会長1名、委員7名 |
| 6 | 目的 | 地域の心のふれあい、連帯意識を高める活動、快適な生活環境づくりを自主的に推進し、住みよい地域づくりを進めることを目的とする。 |
| 7 | 事業内容 | (1) 交通安全、防災、消防、その他生活の安全の確保推進に關すること。
(2) 社会福祉、ボランティア、健康管理に關すること。
(3) 生活環境の浄化、美観の維持に關すること。
(4) お祭り、盆踊り、その他コミュニティ行事に關すること。
(5) 文化、体育、レクリエーション活動に關すること。
(6) コミュニティセンターの管理運営に關すること。
(7) 市行政に対する住民意志の反映に關すること。 |
| 8 | 事業実績 | (1) 地域の清掃活動
(2) お祭りの開催協力
(3) 天神山コミュニティセンターの指定管理運営 |

竹岡地区コミュニティ委員会の概要

- | | | |
|---|------|--|
| 1 | 所在地 | 富津市内 |
| 2 | 名称 | 竹岡地区コミュニティ委員会 |
| 3 | 代表者名 | 会長 坂口 力三 |
| 4 | 設立 | 昭和61年4月1日 |
| 5 | 役員数 | 会長1名、副会長1名、理事8名、会計2名、監事2名、事務局1名 |
| 6 | 目的 | 地域の心のふれあい、連帯意識を高める活動、快適な生活環境づくりを自主的に推進し、住みよい地域づくりを進めることを目的とする。 |
| 7 | 事業内容 | (1) 交通安全、防災、消防、その他生活の安全の確保推進に關すること。
(2) 社会福祉、ボランティア、健康管理に關すること。
(3) 生活環境の浄化、美観の維持に關すること。
(4) お祭り、盆踊り、その他コミュニティ行事に關すること。
(5) 文化、体育、レクリエーション活動に關すること。
(6) コミュニティセンターの管理運営に關すること。
(7) 市行政に対する住民意志の反映に關すること。 |
| 8 | 事業実績 | (1) 地域の清掃活動
(2) お祭りの開催協力
(3) 竹岡コミュニティセンターの指定管理運営 |

金谷地区コミュニティ委員会の概要

- | | | |
|---|------|--|
| 1 | 所在地 | 富津市内 |
| 2 | 名称 | 金谷地区コミュニティ委員会 |
| 3 | 代表者名 | 会長 鳶津 澄夫 |
| 4 | 設立 | 昭和61年10月 1 日 |
| 5 | 役員数 | 会長 1 名、副会長 1 名、理事 3 名、会計 1 名、監事 2 名 |
| 6 | 目的 | 地域の心のふれあい、連帯意識を高める活動、快適な生活環境づくりを自主的に推進し、住みよい地域づくりを進めることを目的とする。 |
| 7 | 事業内容 | (1) 交通安全、防災、消防、その他生活の安全の確保推進に關すること。
(2) 社会福祉、ボランティア、健康管理に關すること。
(3) 生活環境の浄化、美観の維持に關すること。
(4) お祭り、盆踊り、その他コミュニティ行事に關すること。
(5) 文化、体育、レクリエーション活動に關すること。
(6) コミュニティセンターの管理運営に關すること。
(7) 市行政に対する住民意志の反映に關すること。 |
| 8 | 事業実績 | (1) 地域の清掃活動
(2) お祭りの開催協力
(3) 金谷コミュニティセンターの指定管理運営 |

青堀ふれあいシニア館管理運営委員会の概要

- | | | |
|---|------|---|
| 1 | 所在地 | 富津市大堀一丁目25番地 1 |
| 2 | 名称 | 青堀ふれあいシニア館管理運営委員会 |
| 3 | 代表者名 | 会長 榎本 孝 |
| 4 | 設立 | 平成14年 4 月 1 日 |
| 5 | 役員数 | 会長 1 名、理事 6 名、会計 1 名、監事 1 名 |
| 6 | 目的 | 地域における高齢者の健康増進と介護予防・生きがい支援施設としての青堀ふれあいシニア館を管理運営することを目的とする。 |
| 7 | 事業内容 | (1) ふれあいシニア館の管理運営に関すること。
(2) 社会福祉、ボランティア、健康管理に関すること。
(3) 交通安全、防災、消防、その他安全確保に関すること。
(4) 文化、体育、レクリエーション活動に関すること。
(5) その他委員会が必要と認める事業に関すること。 |
| 8 | 事業実績 | 青堀ふれあいシニア館の指定管理運営 |

大貫ふれあいシニア館管理運営委員会の概要

- | | | |
|---|------|---|
| 1 | 所在地 | 富津市千種新田346番地 1 |
| 2 | 名称 | 大貫ふれあいシニア館管理運営委員会 |
| 3 | 代表者名 | 会長 平野 弁一 |
| 4 | 設立 | 平成14年 4 月 1 日 |
| 5 | 役員数 | 会長 1 名、副会長 3 名（うち庶務 2 名）、理事 6 名、会計 1 名、監事 2 名 |
| 6 | 目的 | 地域における高齢者の健康増進と介護予防・生きがい支援施設としての大貫ふれあいシニア館を管理運営することを目的とする。 |
| 7 | 事業内容 | (1) ふれあいシニア館の管理運営に関すること。
(2) 社会福祉、ボランティア、健康管理に関すること。
(3) 交通安全、防災、消防、その他安全確保に関すること。
(4) 文化、体育、レクリエーション活動に関すること。
(5) その他委員会が必要と認める事業に関すること。 |
| 8 | 事業実績 | 大貫ふれあいシニア館の指定管理運営 |

関豊ふれあいシニア館管理運営委員会の概要

- | | | |
|---|------|---|
| 1 | 所在地 | 富津市豊岡1355番地 1 |
| 2 | 名称 | 関豊ふれあいシニア館管理運営委員会 |
| 3 | 代表者名 | 会長 茂木 勲 |
| 4 | 設立 | 平成14年 4 月 1 日 |
| 5 | 役員数 | 会長 1 名、副会長 3 名、理事13名、庶務・会計 2 名、監事 2 名 |
| 6 | 目的 | 地域における高齢者の健康増進と介護予防・生きがい支援施設としての関豊ふれあいシニア館を管理運営することを目的とする。 |
| 7 | 事業内容 | (1) ふれあいシニア館の管理運営に関すること。
(2) 社会福祉、ボランティア、健康管理に関すること。
(3) 交通安全、防災、消防、その他安全確保に関すること。
(4) 文化、体育、レクリエーション活動に関すること。
(5) その他委員会が必要と認める事業に関すること。 |
| 8 | 事業実績 | 関豊ふれあいシニア館の指定管理運営 |

富津市観光協会天羽支部金谷地区の概要

- | | | |
|---|------|--|
| 1 | 所在地 | 富津市内 |
| 2 | 名称 | 富津市観光協会天羽支部金谷地区 |
| 3 | 代表者名 | 地区長 鈴木 裕士 |
| 4 | 設立 | 平成10年4月30日 |
| 5 | 役員数 | 理事14名、監事2名 |
| 6 | 目的 | 金谷地域における観光に関する計画を推進し、観光資源の開発、観光施設の整備を図り、活力ある観光地づくりを促進するとともに地域経済及び文化の発展に寄与することを目的とする。 |
| 7 | 事業内容 | (1) 観光資源の調査、研究、保全及び開発
(2) 観光地の環境美化
(3) 観光振興に寄与する各種行事の実施及び支援
(4) 観光地の宣伝、紹介
(5) 観光施設の管理運営
(6) 地方公共団体及び公共団体の委託を受けて行う観光振興事業及び観光関連施設の管理運営
(7) その他本会の目的達成のために必要な事業 |
| 8 | 事業実績 | (1) 首都圏自然歩道整備管理受託
(2) 鋸山登山道整備管理受託
(3) 金谷海浜公園の指定管理運営 |

高宕山自然動物園管理運営協議会の概要

- | | | |
|---|------|---|
| 1 | 所在地 | 富津市内 |
| 2 | 名称 | 高宕山自然動物園管理運営協議会 |
| 3 | 代表者名 | 会長 高梨 友男 |
| 4 | 設立 | 令和3年8月1日 |
| 5 | 役員数 | 会長1名、副会長1名、会計1名、庶務1名、監事2名 |
| 6 | 目的 | 高宕山自然動物園の管理運営により、観光振興を図るとともに、地域経済及び文化の発展に寄与することを目的とする。 |
| 7 | 事業内容 | (1) 高宕山自然動物園の指定管理の指定の受託による動物園の管理運営
(2) その他本会の目的達成のために必要な事業 |
| 8 | 事業実績 | 高宕山自然動物園の指定管理運営 |